

【シンガポール】アクティブ・モビリティ法の改正

海外立法情報課 日野 智豪

* 2020年2月20日、歩道事故及び道路交通違反の増加に伴う規制強化を目的に、アクティブ・モビリティ法が改正された。さらに、同年6月10日、アクティブ・モビリティ（第2次改正）法が成立した。これらの改正により、シンガポール陸運局の権限が更に強化された。

1 アクティブ・モビリティ法（2017年）

2017年2月3日、①交通渋滞や環境汚染を防止するために自動車の交通量を抑制し、自動車以外の輸送手段の利用を促進すること、②歩行者、サイクリスト並びに個人用移動機器¹（personal mobility devices: PMD）及び電動アシスト自転車²（power-assisted bicycle: PAB）の利用者が安全に公道を共有すること等を目的として、全7章72か条から成るアクティブ・モビリティ法³（以下「2017年法」）が成立した（同年2月13日公布、2018年5月1日に全条施行）。

2017年法の主な内容は、次のとおりである。

- ①用語の定義：この法律において、「移動車両」とは、列車以外の車輪で動くあらゆる輸送車両を指す（第2条）。移動車両には、自転車、PMD、PAB等が含まれる。また、「公道」とは、歩行者専用道路、歩道（歩行者、自転車及びPMDが通行可能）及び共有道（自転車、PMD、PAB及び歩行者が共に通行可能）を指す（第2条及び第6条）。
- ②シンガポール陸運局の権限：陸運局に対し、公道の区分（第6条）、公道の廃止、迂回等（第7条）、国有地が公道とされた場合の公道使用制限（第8条）を規定する権限が付与される。
- ③走行等禁止：歩行者専用道路における自転車の走行（第15条）、歩道におけるPABの走行（第16条）、共有道における自動車等の走行（第17条）、特定の公道への自転車、PAB又はPMDの乗り入れ（第18条）等が禁止される。
- ④販売等禁止及び罰則：販売業者に対し、規格に合致しないPMDの販売目的の展示（第30条）、規格に合致しないPMDの宣伝（第32条）、顧客が車道⁴で利用することを知らながら、PMDを販売すること（第33条）、公道で利用するための規格に合致しないPMD、PAB又は自転車の販売（第34条）、PMD等の規格に合致しなくなるような違法改造を行うこと（第35条）が禁止される。罰則については、例えば、第33条違反の場合、初犯で2,000シンガポールドル⁵以下の罰金若しくは3か月以下の禁錮刑又はこれらの併科、再犯以上で5,000ドル以下の罰金若しくは6か月以下の禁錮刑又はこれらの併科に処される。
- ⑤担当官の調査権限：陸運局の担当官に対し、PMD等の違法改造、規格に合致しないPMDの販売等を行った販売業者（企業等）に立ち入り、調査することが許可される（第44条）。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2020年7月8日である。

¹ 電気モーター若しくは人力又は両方で動く、人を運ぶことのみを目的とする移動機器。

² 電気モーターが備え付けられており、かつ電気モーター若しくは人力又はその両方で動く自転車。

³ Active Mobility Act 2017 (No.3 of 2017). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/3-2017/Published/20170213?DocDate=20170213>>; 南波聖太郎「【シンガポール】アクティブ・モビリティ法の制定」『外国の立法』No.271-1, 2017.4, pp.24-25. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_10322300_po_02710112.pdf?contentNo=1>

⁴ PMDの通行が認められていない歩道より広い道路。

⁵ 1シンガポールドルは約75.4円（令和2年7月分報告省令レート）。

2 アクティブ・モビリティ（改正）法

アクティブ・モビリティ法が成立して以降、PMD、PAB、自転車等の移動機器の使用率は、劇的に増加し、シンガポール市民の通勤方法を大きく変化させた。同時に、これらの移動機器の使用率の増加により、2019年にそれらが関与した法律違反は、約4,900件発生している⁶。

2020年1月6日、アクティブ・モビリティ法違反における罰則を強化するための法案が、シンガポール議会に提出され、同年2月4日に可決された。同月20日、大統領の署名を経て、全29か条及び附表から成るアクティブ・モビリティ（改正）法⁷（以下「改正法」）が成立し、同月27日に公布された（同年4月3日から段階的に施行）。

改正法の内容は、次のとおりである。

- ①電動式 PMD の歩道走行が禁止された。自転車・非電動式 PMD の歩道走行は、認められる。
- ②公道において、携帯電話等を手に持ち、通信機能进行操作しながら移動機器を運転することが禁止された。
- ③電動式 PMD の運転が可能となる年齢（16 歳）を下回っている場合、電動式 PMD の共有道走行が禁止された。
- ④電動スクーター、PAB 等の運転者は、運転技能等の適性試験に合格することが義務付けられた。資格証明書を所持せず、これらの移動機器を公道で運転した場合、法律違反とされる。
- ⑤販売業者に対する取締りが強化された。
 - ・陸運局に対し、移動機器に対するあらゆる形態の変更を強制する権限が付与された。
 - ・販売業者は、規格に合致した移動機器を製造・販売していることを証明するために、電動スクーター等を陸運局に輸送し、検査を受けることが義務付けられた。
 - ・2017年法第33条の罰則について、改正後、初犯で10,000ドル以下の罰金若しくは12か月以下の禁錮刑又はこれらの併科、再犯以上で20,000ドル以下の罰金若しくは24か月以内の禁錮刑又はこれらの併科に引き上げられた。また、販売業者（企業等）に対しては、初犯の場合、20,000ドル以下の罰金、再犯以上の場合、40,000ドル以下の罰金を科すと新たに規定された。

3 アクティブ・モビリティ（第2次改正）法

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の流行を背景に、Uber Eats 等の宅配サービスによる移動機器利用の急増に伴い、規格に合致しない移動機器の流入が懸念され、陸運局の権限及び道路交通規制を強化する法案が、2020年5月26日に可決された。同年6月10日、大統領の署名を経て、全8か条から成るアクティブ・モビリティ（第2次改正）法⁸として成立し、同月25日に公布された。

この法律は、陸運局に対して、①火災の危険をもたらす規格に合致しない移動機器を販売業者から押収し、30日間の異議申立期間の経過の後、当該機器を廃棄する権限を付与し、②道路に隣接するオープンスペースを公道とし、公道の範囲を拡張する権限を付与すること等を規定している。

⁶ Toh Tin Wei, “Parliament: Law passed to raise penalties for active mobility offences; extend e-scooter footpath ban from April,” *The Straits Times*, Feb 4, 2020. <<https://www.straitstimes.com/politics/parliament-debate-starts-on-stiffer-penalties-for-active-mobility-offences-theory-test-from>>

⁷ Active Mobility (Amendment) Act 2020 (No.9 of 2020). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/9-2020/Published/20200227?DocDate=20200227>>

⁸ Active Mobility (Amendment No.2) Act 2020 (No.26 of 2020). <<https://sso.agc.gov.sg/Acts-Supp/26-2020/Published/20200625?DocDate=20200625>>